

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2019年11月25日(月)

今週のことば

改正外為法

外資が日本の安全保障分野に関わる上場企業の株式を取得する際、日本政府へ事前に届出る基準を1%以上(現行10%以上)取得した場合に引下げる改正が成立。

今週のコよみ

ご自分の予定を確認して下さい

11/25(月) 友引
26(火) 先負
27(水) 大安 旧暦11月1日
28(木) 赤口 税関記念日
29(金) 先勝
30(土) 友引
12/ 1(日) 先負 鉄の記念日

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
11/18(月)	23,417 △114	108.91 ▼0.36
19(火)	23,293 ▼124	108.66 △0.25
20(水)	23,149 ▼144	108.43 △0.23
21(木)	23,039 ▼110	108.57 ▼0.14
22(金)	23,113 △74	108.60 ▼0.03

軽減税率に伴う区分経理の留意点

消費税の軽減税率制度が実施されたことに伴い、原則として税率ごとに区分して帳簿等に記帳することなどが必要となりました。

◎旧税率が適用される取引がある場合……今年9月までの消費税率(旧税率)と軽減税率は同じ8%ですが、国税と地方税の割合が異なり、旧税率は「国税6.3%+地方税1.7%」、軽減税率は「6.24%+1.76%」のため、区分する必要があります。

◎「店内飲食」と「持ち帰り」の税込価格を統一している場合……標準税率が適用される「店内飲食」と、軽減税率が適用される「持ち帰り」を同一の税込価格で販売している場合でも適用税率が異なるため、販売時点の顧客の意思確認などで判定した適用税率に基づき、区分経理を行う必要があります。

◎誤った税率で計算した税込対価のレシートを交付した場合……取引の事実に基づく適正な税率で申告する必要があるため、例えば、標準税率が適用される商品に誤って軽減税率を適用した税込価格で販売した場合でも、標準税率の売上として記帳します。

◎誤った税率で計算した税込対価のレシートを受領した場合……消費税の仕入税額控除の適用には、取引の事実に基づく「区分記載請求書等」の保存が必要となるため、再交付を依頼といった対応が必要となります(税込対価の誤りは「追記」不可)。

◎キャッシュレス・消費者還元(即時充当)に係る消費税の仕入税額控除……コンビニ等が行っている即時充当(その場でポイント等相当額を購入金額に充当する方法)を受けた場合、課税仕入れに係る支払対価の額は「商品対価の合計額(ポイント等の充当前)」となります。

■この記事の詳細は、情報BOX201545

基礎控除引上げに伴う扶養親族等の所得要件

令和2年分から個人所得課税の見直しにより、すべての納税者に対して適用される「基礎控除」を48万円(現行38万円)に上げる一方、「給与所得控除」及び「公的年金等控除」は一律10万円引下げとなります(給与所得と年金所得の双方を有する方は、どちらか一方の控除のみ減額)。

これに伴い、各種所得控除を受けるための扶養親族等の合計所得金額要件も見直され、配偶者控除の対象となる配偶者や、扶養控除の対象となる扶養親族の所得要件は48万円以下(現行38万円以下)となります。また、配偶者特別控除の対象となる配偶者は48万円超133万円以下となり、控除額の区分がそれぞれ10万円引上げられます。

太陽光発電の固定価格買取が順次満了

平成21年(2009年)11月に開始された住宅用太陽光発電の余剰電力買取制度は、固定価格での買取期間が10年間のため、今月以降に買取期間が順次満了を迎えることとなります。

買取期間が満了した住宅用太陽光発電については、①電気自動車や蓄電池等と組み合わせて自家消費、②小売電気事業者と個別に契約を結び余剰電力を売電する、といった選択肢があります。

★12月2日(月)は、所得税予定納税第2期分の納付期限。振替納税の方は預貯金残高の確認を。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

区分経理（記帳）に当たっての留意点等

◆旧税率が適用される取引がある場合

消費税の軽減税率は制度実施前の旧税率と同じ「8%」ですが、国税の消費税率と地方消費税率の割合が異なり、軽減税率は「消費税率 6.24%、地方消費税率 1.76%」、旧税率は「消費税率 6.3%、地方消費税率 1.7%」となります。したがって、区分経理に当たっては、旧税率、軽減税率及び標準税率のそれぞれの適用税率ごとに区分しておく必要があります。

	令和元年 9 月 30 日まで (旧税率)	令和元年 10 月 1 日以降	
		軽減税率	標準税率
消費税率	6.3%	6.24%	7.8%
地方消費税率	1.7% (消費税額の 17/63)	1.76% (消費税額の 22/78)	2.2% (消費税額の 22/78)
合計	8.0%	8.0%	10.0%

◆イトイン（店内飲食）／テイクアウト（持ち帰り）を税込同一価格で販売している場合

イトイン（店内飲食）とテイクアウト（持ち帰り）の販売価格について、税込同一価格を採用している場合でも、適用税率が異なりますので、販売事業者の方は、販売時点で顧客に対して「意思確認」を行うなどにより判定した適用税率に基づき、区分経理及び申告を行う必要があります。

例えば、「店内飲食」と「持ち帰り」の税込価格を 550 円としている場合は、店内飲食（10%）は「本体価格 500 円 + 消費税 50 円」、持ち帰り（8%）は「本体価格 510 円 + 消費税 40 円」となります。

◆誤った税率に基づいて税込対価を計算したレシートを交付した場合

消費税の申告は、取引の実態に応じて適正な適用税率を判定し、その判定した適用税率に基づいて行う必要があります。そのため、小売店などにおいて、買い手（顧客）に対して誤った税率に基づいて税込対価を計算したレシートを交付していた場合でも、「取引の事実」に基づく適正な税率で計算して申告する必要があります。

例えば、標準税率（10%）が適用される商品（税抜価格 10,000 円）について、軽減税率（8%）が適用された税込価格 10,800 円で販売していた場合でも、標準税率での売上として記帳します。適正な税率（10%）により計算した場合、本体価格 9,819 円、消費税相当額 981 円となります。

◆誤った税率に基づいて税込対価を計算したレシートを受領した場合

消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、取引の事実に基づく一定の事項が記載された「区分記載請求書等」の保存が必要です。そのため、誤った税率に基づいて税込対価を計算したレシートを受領した場合には、取引先に対して「取引の事実」に基づくレシートの再交付を依頼するといった対応が必要となります。

※適用税率の誤りによる税込対価の額の誤りは「追記」は不可。

◆必要事項が記載されていない請求書等を受領した場合

区分経理は必要事項が記載された請求書等を基に行うこととなりますので、必要事項が記載されていない請求書等を受領した場合は、*取引相手に必要事項が記載された請求書等の再交付を依頼する、*取引の事実に基づいて「軽減税率の対象品目である旨」と「税率ごとに区分して合計した対価の額（税込）」を追記するといった対応が必要となります。

なお、請求書に必要な記載事項は、請求書発行者名、取引年月日、取引内容、対価の額、請求書受領者名、軽減税率の対象品目である旨、税率ごとに区分して合計した税込対価の額です。との記載がない場合は自ら追記することが可能ですが、と以外の記載事項は追記できません。

◆即時充当によるキャッシュレス・消費者還元に係る消費税の仕入税額控除

コンビニ等が行っている即時充当（即時に購買金額にポイント等相当額を充当する方法）によるキャッシュレス・消費者還元は、商品対価の合計額が変わるものではありません。そのため、課税事業者が商品を購入した際、即時充当による消費者還元を受けた場合の課税仕入れに係る支払対価の額は、「商品対価の合計額」となります。

一方、商品等の購入の際のポイント利用が「値引き」となる場合には、「値引き後の金額」が課税仕入れに係る支払対価の額となります。